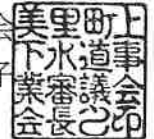




令和3年11月12日

美里町長 原 田 信 次 様

美里町上下水道事業審議会
会 長 田 端 恵 美 子



上下水道事業の料金体系のあり方について（答申）

令和3年5月27日付け美上下水第102号で諮問を受けた「上下水道事業の料金体系のあり方」につきまして、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

また、留意されるべき事項として附帯意見を申し添えます。

記

1 水道事業の料金体系のあり方について

(1) 一般用の水道料金について

現在の使用料体系は、1ヶ月あたりの使用水量が10 m³までは一律の基本使用料となっています。近年、少子高齢化や家族の少人数化などにより使用水量の少ない利用者から、「基本水量まで使用しないのに10 m³分の基本料金を支払うのは不公平」という意見が町に寄せられています。

また、各行政区ではごみ収集所に水道の設置が進みましたが、「基本料金の負担が大きい」として一部の行政区から軽減の要望が町に出ています。

そこで、今後の水道料金は少量使用者に配慮するため、一般用の料金については、基本料金に含まれる基本水量を廃止し、1 m³から従量料金が加算される新たな体系へと変更することが適当と思われまます。

(2) 臨時用の水道料金について

臨時用の水道料金は、臨時かつ短期間であることから、月額料金に10 m³の基本水量を含む現在の料金体系を変えずに継続していくことが適当と思われまます。

(3) 加入金について (別紙1)

加入金は平成 23 年度に改定が行われた後、税別表示への変更の際に 1 円単位の端数が発生する金額となっています。

端数がある金額の受け払いは、少額硬貨の確保や保持など負担が多いため、近隣をはじめ多くの事業者では、千円単位の加入金額が設定されている状況にあります。

そこで、加入金は近隣の類似事業者の額を参酌し設定することが適当と思われます。

(4) 水道料金の改定について (別紙1)

本町の水道事業は、平成 27 年度に料金改定を実施し、これまで経営の効率化、健全化に努め水道水の安定供給を行ってきました。

しかし、人口減少や大口顧客の水需要の減少、節水機器の普及などにより給水量は減少しており、一方で老朽化が進む施設や管路は更新の必要に迫られています。

また、給水原価は経費の上昇に伴い供給単価を上回る「逆ざや」状態にあり、早急な改善が望まれるとともに、現在策定中の水道ビジョンにおいても、料金の値上げが必要であるとの試算が出ており、今後も安全で安心な水道水を安定供給するためには、水道料金を改定することが適当と思われます。

① 改定率について

今後も水道水を安定供給するため、現在策定中である水道ビジョンの試算を参考に、料金収入が 10%増加する改定率を設定することが適当と思われます。

なお、基本水量を廃止した新たな料金体系を導入した場合、10 m³以下の区分では減収が発生すると考えられるため、改定率は概ね 12%とし、メーター使用料も合わせて改定することが適当と思われます。

② 一般用の基本料金と従量料金の改定について

改定後の基本料金については、基本使用水量を含まないため現在の 5 割程度と考え、上記改定率を乗じて月額 500 円(税別)とすることが適当と思われます。

従量料金については、区分変更を行わず、1 m³から 10 m³までの区分のみを新設することが望ましいことから、1 m³から 10 m³までの単価を 60 円(税別)とし、10 m³を超える区分の従量料金は現料金に 12%を加算した単価とすることが適当と思われます。

③ 臨時用の水道料金の改定について

改定後の臨時用の基本料金は、10 m³の基本使用水量を含め月額 2,200 円(税別)とし、10 m³を超える従量料金については、一般用の従量料金の最高単価である 1 m³あたり 199 円(税別)に改定することが適当と思われます。

④ 改定の時期及び回数について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で審議会の開催が遅れたこともあり、改定は令和4年度（10月）とすることが適当とされます。

なお、改定は段階的に行わず1回で行うことが適当とされます。

2 下水道事業の使用料体系のあり方について

(1) 公共下水道と農業集落排水の使用料及び分担金・負担金の統一について

① 使用料体系の統一について

公共下水道の使用料体系は、排水量に応じて使用料を算定する従量制を採用しており、その一方で、農業集落排水の使用料体系は、世帯人数に応じて使用料を算定する定額制を採用しています。

公共下水道と農業集落排水は、汚水処理という同一の機能を果たしているにもかかわらず使用料体系が異なり、受益者負担の公平性が図られていない状況にあると思慮されます。

そこで、居住地による受益者負担の相違を解消するため、両使用料体系を統一することが適当とされます。

ア 従量制による使用料体系の統一について

定額制を採用している農業集落排水では、世帯人員に応じて使用料を算定していることから、排水量に関わらず一定の負担を求めており、従量制を採用している公共下水道と比べ排水量に応じた応益負担が図られていない状況にあります。

このため、統一にあたっては、排水量に応じた応益負担が図られる使用料体系が望ましいと考え、従量制により使用料体系を統一することが適当とされます。

イ 基本水量制の廃止について

現在の公共下水道の使用料体系は、1ヶ月あたりの使用水量が10 m³までは一律の基本使用料となっており、排水量に応じた応益負担が図られていません。

このため、統一後の使用料体系においては1 m³から使用料が加算される従量制とすることが適当とされます。

ウ 農業集落排水の従量制移行時期について

早期の従量制移行が望ましいが、従量制への移行により、排水量が多い世帯では使用料が大幅に増えることが見込まれるため、周知期間を十分に設け

る必要があります。

このため、農業集落排水を従量制へ移行する時期は令和6年度とすることが適当と思われます。

② 水道水以外の水の使用料体系の統一について

ア 湧水や井戸水を使用している場合の排水量について

湧水や井戸水を使用し、水道水を使用していない方については、現在の農業集落排水では世帯人員に応じた定額制をとっており、公共下水道では1人あたり8 m³を世帯人員に乗じて排水量を認定しています。

統一後の使用料体系では、世帯人員の増加に伴う排水量の減少を考慮のうえ、世帯人員ごとの平均使用水量を目安に、世帯人員3人までは1人あたり8 m³、4人目以降は1人あたり4 m³として排水量を認定することが適当と思われます。

イ 水道水と井戸水等を併用している場合の排水量について

水道水と井戸水等を併用している場合は、水道の使用水量が多い場合にも応益負担を図られる必要があることから、「水道の使用水量」と「世帯人員に応じて算定した排水量」のいずれか多い方で排水量を認定することが適当と思われます。

③ 受益者負担金と受益者分担金の統一について

現在、公共下水道の受益者負担金は基本負担額を330,000円（不課税）とし、400 m²を超える場合は1 m²増えるごとに200円（不課税）を加算することとしています。一方、農業集落排水の受益者分担金は一律500,000円（不課税・供用開始後）としています。

公共下水道と農業集落排水は、汚水処理という同一の機能を果たしているにもかかわらず負担金・分担金体系が異なっている状況にあります。

そこで、居住地による受益者負担の相違を解消するため、使用料の統一に合わせ負担金・分担金も統一することが適当と思われます。

ア 統一後の負担金・分担金の金額について

一律500,000円（不課税）としている農業集落排水との均衡や、接続時に町が行う公共樹設置にかかる工事費を賄えることが望ましいと考えます。

このため、統一後の負担金・分担金は一律500,000円（不課税）の定額制とすることが適当と思われます。

イ 負担金・分担金の統一時期について

負担金・分担金を統一する時期は、農業集落排水が従量制に移行する時期

に合わせるのが望ましいと考えます。

このため、負担金・分担金の統一時期は、農業集落排水の従量制移行に合わせて令和6年度とすることが適当と思われま

(2) 下水道使用料の改定について

本町の下水道事業は、現在、農業集落排水処理施設の老朽化により更新時期を迎えており、十条・沼上地区を公共下水道へ接続する工事を進めています。施設の再編が進むなか、公共下水道と農業集落排水の使用料の統一を、現行の公共下水道の使用料体系に合わせて行った場合、大幅な使用料収入の減少が見込まれています。

このため、使用料体系の統一にあたっては、現行の公共下水道の使用料体系を改定することが適当と思われま

① 使用料の改定率について

現行の公共下水道の使用料水準は、世帯人員別の平均使用水量で比較した場合、農業集落排水処理よりも低く設定されています。

これにより、農業集落排水では、施設の維持管理費を全額使用料で賄っていますが、公共下水道では、維持管理費を使用料で賄っておらず、不足分を一般会計からの繰入金に依存している状況にあります。

使用料体系の統一にあたっては、農業集落排水における使用料収入を維持しつつ、公共下水道の維持管理費を賄える水準に設定することが望ましいと考えま

このため、現行の公共下水道の使用料体系に対し、改定率を30%とすることが適当と思われま

② 統一後の使用料体系について（別紙2）

使用料体系の統一にあたっては、様々な世帯人員や生活様式の家庭があるため、各世帯にどのように負担していただくか慎重審議を行いました。

その結果、公共下水道では、使用料体系の統一に伴う増額を全世帯で公平に負担し合うとともに、農業集落排水では、定額制から従量制への移行後もできるだけ現行の使用料水準に近い方が望ましいと考えま

このため、統一後の使用料体系は、現在の公共下水道の使用料体系に1～10 m³の区分を新設し、その単価を1 m³あたり100円（税別）とすることが適当と思われま

③ 公共下水道の改定時期について

公共下水道については改定率が30%となるため、使用している方の急激な負担増とならないよう改定時期を十分配慮する必要があります。

このため、公共下水道の使用料体系は、令和4年（10月）、令和6年（4月）、

令和8年(4月)に10%ずつ段階的に改定を行い、最終的に令和8年度に改定率30%とすることが適当と思われます。

3 少数意見

(1) 水道事業の料金体系のあり方について

住民に負担を強いるものはオーソドックスなものが良いと思います。他の市町は基本水量 10 m³としています。埼玉県の統計では、美里町は県内で最も世帯人員が多くかつ単身世帯の割合が少ない状況にあります。現行の 10 m³超からの従量料金体系が良いと考えます。

水道使用量の少ない行政区のごみ収集所の料金は、総務副大臣通知の「公共施設における無償給水に要する経費」に該当させ、公営企業会計への繰出金に含めるのが良いと考えます。

(2) 公共下水道と農業集落排水の使用料及び分担金・負担金の統一について

農業集落排水処理事業では、児玉郡市の全市町を含む県内の 67%の市町が定額制を採用しており、それとの均衡を図る必要があります。また、定額制の農業集落排水では、供用開始後一度も使用料の改定が行われていません。

そこで、従量制に移行した場合、埼玉県へ支払う維持管理負担金の変動の影響により、将来的な使用料の見直しが見込まれるため、従量制による使用料金の統一に反対します。

公共下水道の受益者負担金は、受益は「土地の価値の上昇」であることから、負担金総額を末端管渠整備費相当額から算出し、これを計画区域面積で除して 1 m²あたりの負担金額を定める国土交通省による手法が一般的で、県内の他市町は全て地積により負担金額を定めています。

また、500,000 円（不課税）の定額制とした場合、近隣市町と比して高額となり均衡を損なうため、負担金・分担金の統一に反対します。

(400 m²での比較：本庄市 120,000 円、上里町 172,000 円、神川町 200,000 円)

(3) 下水道使用料の改定について

統一後の使用料体系は、世帯人数の増加に伴い負担額が増加することが望ましく、各世帯の負担率を平準化することを考慮した結果、現在の従量制単価を 1.3 倍とし、新たに 1~10 m³の単価 80 円を設定する使用料体系とすることが適当と思われま

4 附帯意見

(1) 事業の効率化と経営の合理化について

事業の効率的な運営と経費の縮減に一層努めていただきたい。

また、安定的な収入確保、支出削減、企業債借入額の抑制に努めていただきたい。

(2) 計画的な整備と適切な維持管理について

施設の計画的な整備・更新と適切な維持管理に努めていただきたい。

特に、施設の老朽化が進む農業集落排水においては、施設の再編や維持管理に係る計画を策定・更新し、計画的な実施に努めていただきたい。

(3) 利用者への周知について

改定内容は、広報紙やホームページ等で丁寧に説明し、制度の周知徹底に努めていただきたい。

公共下水道及び農業集落排水においては、育苗や散水等により水道使用量と排水量に乖離がある利用者への配慮として、下水メーターの設置により、実際の排水量で使用料を算定することが出来る旨の周知徹底に努めていただきたい。

(4) 収納率の向上について

滞納者の収納対策を適切に実施し、積極的な収納率の向上に努めていただきたい。

(5) 県水受水の適正化について

県水については、常に必要量を見直し、適量の受水に努めていただきたい。

(6) 普及促進について

公共下水道及び農業集落排水の接続率向上に向け、未接続者への接続促進を図り、使用料収入の確保に努めていただきたい。

(7) 急激な負担増への配慮について

農業集落排水の従量制への移行に際し、使用水量が多い使用者は多額の費用負担が見込まれることから、急激な負担増とならないよう配慮していただきたい。

(8) 水道水以外の水使用者の把握について

より正確な排水量を把握するため、公共下水道及び農業集落排水における湧水や井戸水等の利用者へのアンケート調査や実地調査を実施するなど、その実態の把握に努めていただきたい。

別紙 1

1 現行の水道料金体系

(1)ー① 一般用の基本料金及び従量料金 (1ヶ月：税別)

区 分		料 金	
一般用	基本料金(10 m ³ まで)		953 円
	従量料金	11 m ³ ~ 50 m ³	105 円/m ³
		51 m ³ ~ 500 m ³	126 円/m ³
		501 m ³ ~ 1,000 m ³	136 円/m ³
		1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	152 円/m ³
		2,001 m ³ ~	178 円/m ³

(1)ー② 臨時用の基本料金及び従量料金 (1ヶ月：税別)

区 分		料 金	
臨時用	基本料金(10 m ³ まで)		1,905 円
	従量料金	11 m ³ ~	178 円/m ³

(1)ー③ メーター使用料 (1ヶ月：税別)

メーター口径区分	使用料
13mm	58 円
20mm	134 円
25mm	191 円
30~50mm	477 円
75mm	1,429 円

(2) 水道加入金 (1ヶ月：税別)

メーター口径区分	加入金 (1 給水装置につき)
13mm	95,239 円
20mm	200,000 円
25mm	523,810 円
30mm	857,143 円
40mm	1,819,048 円
50mm	3,285,715 円
75mm	随時町長が定める

2 改定後の水道料金体系

(1)ー① 一般用の基本料金及び従量料金 (1ヶ月：税別)

区 分		料 金	
一般用	基本料金		500 円
	従量料金	1 m ³ ~ 10 m ³	60 円/m ³
		11 m ³ ~ 50 m ³	117 円/m ³
		51 m ³ ~ 500 m ³	141 円/m ³
		501 m ³ ~ 1,000 m ³	152 円/m ³
		1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	170 円/m ³
		2,001 m ³ ~	199 円/m ³

(1)ー② 臨時用の基本料金及び従量料金 (1ヶ月：税別)

区 分		料 金	
臨時用	基本料金(10 m ³ まで)		2,200 円
	従量料金	11 m ³ ~	199 円/m ³

(1)ー③ メーター使用料 (1ヶ月：税別)

メーター口径区分	使 用 料
13mm	64 円
20mm	150 円
25mm	213 円
30~50mm	534 円
75mm	1,600 円

(2) 水道加入金 (1ヶ月：税別)

メーター口径区分	加入金 (1 給水装置につき)
13mm	100,000 円
20mm	210,000 円
25mm	550,000 円
30mm	900,000 円
40mm	1,920,000 円
50mm	3,450,000 円
75mm	随時町長が定める

別紙 2

1 現行の下水道使用料体系

(1) 農業集落排水の使用料体系

(1ヶ月：税別)

区 分	基本使用料 (1世帯あたりの月額)	人数割額 (1人あたり月額)
一般家庭用	1,943 円	486 円(家族)
共 用	1,943 円	486 円(入居者)
飲食店・理容業	3,886 円	486 円(家族)、239 円(従業員)
事務所等	1,943 円	486 円(家族)、239 円(従業員)

(2) 公共下水道の使用料体系

(1ヶ月：税別)

区 分		使用料
基本使用料 (10 m ³ まで)		800 円
従量料金	11 ~ 30 m ³	120 円/m ³
	31 ~ 50 m ³	130 円/m ³
	51 ~ 100 m ³	160 円/m ³
	101 ~ 200 m ³	180 円/m ³
	201 ~ 500 m ³	200 円/m ³
	501 ~ 1,000 m ³	220 円/m ³
	1,001 m ³ ~	230 円/m ³

2 統一後の下水道使用料体系

(1ヶ月：税別)

区 分		使用料
基本使用料		800 円
従量料金	1 ~ 10 m ³	100 円/m ³
	11 ~ 30 m ³	120 円/m ³
	31 ~ 50 m ³	130 円/m ³
	51 ~ 100 m ³	160 円/m ³
	101 ~ 200 m ³	180 円/m ³
	201 ~ 500 m ³	200 円/m ³
	501 ~ 1,000 m ³	220 円/m ³
	1,001 m ³ ~	230 円/m ³

美里町上下水道事業審議委員会

会 長	田端恵美子
副 会 長	上田 倫之
委 員	田島 國利
〃	小林 正志
〃	岡崎 正
〃	鈴木 博義
〃	青木 貴彦
〃	齋藤 秀雄
〃	中村 猛
〃	福島 隆雄

美里町上下水道事業審議会 審議経過

	開催日	審議内容
第1回	令和3年5月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・上下水道事業の現状と課題について
第2回	令和3年6月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の改定について① ・下水道使用料の見直しについて①
第3回	令和3年7月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の改定について② ・下水道使用料の見直しについて②
第4回	令和3年8月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の見直しについて③ ・受益者負担金・分担金の見直しについて
第5回	令和3年9月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について